

議案第 24 号

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 2 月 15 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市介護保険条例の一部を改正する条例

川崎市介護保険条例（平成 12 年川崎市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条を次のように改める。

第 7 条 削除

第 19 条第 1 項第 13 号ア中「介護予防通所介護、」を削り、同項に次の 2 号を加える。

(19) 法第 115 条の 45 の 5 第 1 項の規定に基づく指定事業者の指定の申請
に対する審査

ア 第 1 号訪問事業（介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。

以下「省令」という。）第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき同条第 2 号に該当する基準として市長が定めるものによる第 1 号訪問事業であつて市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。）に係る指定

1 件につき 10,000 円

イ 第 1 号通所事業（省令第 140 条の 63 の 6 の規定に基づき同条第 2 号に該当する基準として市長が定めるものによる第 1 号通所事業であつ

て市長が別に定めるものを除く。次号において同じ。)に係る指定

1件につき 15,000円

(20) 法第115条の45の6第4項において準用する法第115条の45の

5第1項の規定に基づく指定事業者の指定の更新の申請に対する審査

ア 第1号訪問事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円

イ 第1号通所事業に係る指定の更新 1件につき 10,000円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定（整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護の介護保険法（以下「法」という。）第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定又は法第115条の11において読み替えて準用する法第70条の2第4項において準用する法第115条の2第1項の規定に基づく指定介護予防サービス事業者の指定の更新の申請に対する審査に係る手数料の額については、なお従前の例による。

参考資料

制 定 要 旨

第1号訪問事業及び第1号通所事業を行う指定事業者の指定等の申請に係る手数料を新設すること等のため、この条例を制定するものである。